

建築工事一時中止ガイドライン

令和2年2月

宇土市

はじめに

公共工事の発注に当たっては、個別に自然的あるいは人為的な施工条件や社会的な制約条件を踏まえ、必要な調査や検討を行ったうえで発注していますが、当初契約締結時に予測できない人為的事象や天災等の発生に伴う工事現場の状態の変化等により工事を続行できない場合、発注者は工事を一時中止しなければなりません。

設計変更や工事の一時中止については、「宇土市公共工事請負契約約款」（以下「契約約款」という。）をはじめ、「土木、建築工事施工条件の明示についてのガイドライン（熊本県作成）」及び「公共建築工事標準仕様書」により、受発注者の手続き等を示しています。

工事が一時中止となった場合、受注者は、中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書を作成し、これに基づいて現場を管理しなければなりません。また、発注者は、必要と認められるときは請負代金額又は工期を変更するとともに、工事の一時中止に伴って受注者が必要とした増加費用や損害を負担しなければなりません。

令和元年6月14日に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第35号）」（以下「改正品確法」という。）では、「担い手の育成と確保」を目的として、発注者の責務に「施工条件等の明示、適切な設計図書の変更及び請負代金の額又は工期等の変更」を規定しています。

この「建築工事一時中止ガイドライン」（以下「本ガイドライン」という。）は、改正品確法に定める発注者の責務を全うするため、設計変更及び工事の一時中止に係る手続きやルールを明確にし、これを受発注者の共通指針として、設計変更等を適切に実施することを目的として策定したものです。

目 次

I. 策定の背景	P. 4
1. 公共建築工事の基本的な考え方	P. 4
2. 工事の現状	P. 4
3. 現状における課題	P. 4
4. 改正品確法の施行	P. 4
5. ガイドラインの策定	P. 4
II. 工事の一時中止に係る基本フロー	P. 5
III. 工事の一時中止	P. 6
1. 発注者の一時中止指示義務	P. 6
2. 工事を一時中止すべき場合	P. 7
(1) 具体的なケース	P. 7
3. 発注者の一時中止権	P. 8
4. 一時中止の指示・通知	P. 8
5. 基本計画書の作成	P. 9
6. 工期短縮計画書の作成	P. 10
IV. 設計変更	P. 11
1. 請負代金額又は工期の変更, 増加費用の負担	P. 11
2. 増加費用等の考え方	P. 12
(1) 本工事施工中に一時中止した場合	P. 12
(2) 契約後準備着手前に一時中止した場合	P. 13
(3) 準備期間に一時中止した場合	P. 14
(4) 工期短縮を行った場合	P. 15
3. 増加費用等の算定	P. 16
(1) 増加費用等の積算	P. 16
4. 増加費用の設計書及び事務処理上の取り扱い	P. 17
V. 参考資料	P. 18
・ 増加費用の費目と内容	P. 18
・ 工事請負代金の構成	P. 21
・ 増加費用等の見積書の例	P. 21

I. 策定の背景

1. 公共建築工事の基本的な考え方

公共建築工事は、不特定多数の利用者や施設管理者等の様々な要望を総合的に勘案し設計された一品生産品的な目的物を、多種多様な自然・社会・環境条件のもと生産するという特殊性を有しています。

工事の発注に関しては、関係機関との協議等を整えた上で、適正な工期を確保して発注を行うことが基本となります。

2. 工事の現状

公共建築工事は、前述のように受注者が円滑に施工できる環境を整えた上で工事を発注することが原則です。

しかし、一部の工事では、当初契約締結時に予測できない人為的事象や天災等の発生に伴う工事現場の状態の変化等により、工事の継続が困難な状況に陥る場合があります。

3. 現状における課題

発注者は、施工途中で受注者の責めに帰することができない事由により施工ができなくなった場合は、工事の一時中止の指示を行なわなければなりません。そうした場合、工事現場の維持等に要する費用の適切な計上が必要です。

しかし、一部の工事では一時中止の指示を行っていないケースも見受けられ受注者の現場管理費等の増加や配置技術者の専任への支障が生じているといった指摘があります。

4. 改正品確法の施行

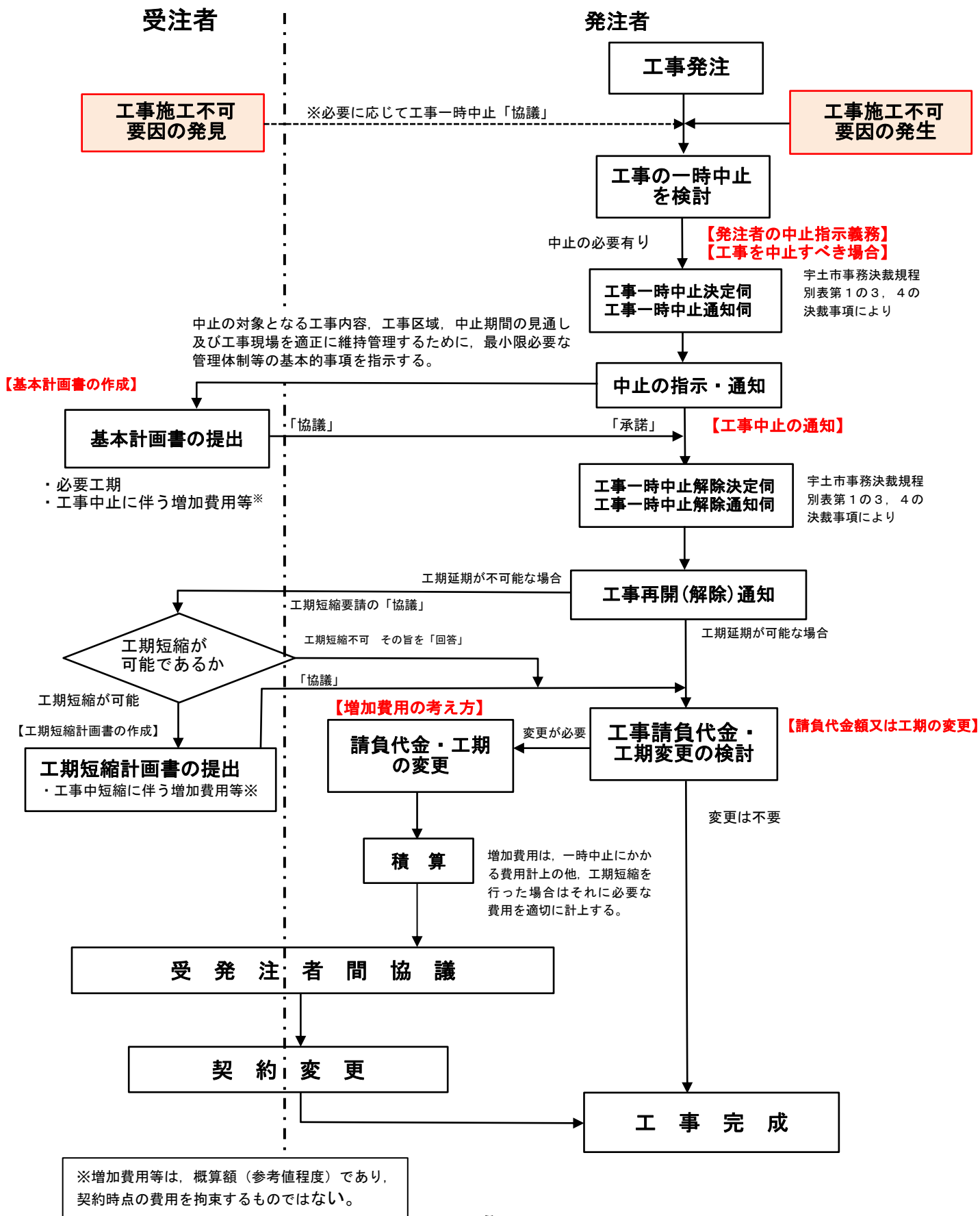
改正品確法では、建設業界の疲弊を招く原因にも切り込み、現在だけでなく、将来にわたって公共工事の品質が確保されるよう「担い手の育成と確保」を新たな目的に加えており、第7条第1項第7号において、発注者の責務として、「適切な施工条件等の明示」、「適切な設計図書の変更及び請負代金額の変更又は工期等の変更」を明記しています。

5. ガイドラインの策定

本ガイドラインは、これらの課題や改正品確法の趣旨を踏まえて、受発注者が工事一時中止に関して、適正な対応を行なうために策定したものです。

Ⅱ. 工事の一時中止に係る基本フロー

工事の一時中止に係る手続きの基本的な流れを下図に示します。



Ⅲ. 工事の一時中止

1. 発注者の一時中止指示義務

受注者の責に帰することができない事由により工事を施工できないと認められる場合には、発注者は、契約約款第20条第1項の規定に基づき、工事の全部又は一部の一時中止を速やかに書面にて命じなければなりません。

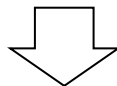
※受注者は、工事施工不可要因を発見した場合は、速やかに発注者と協議をしてください。

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

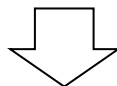
2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

受注者の帰責事由によらずに工事の施工ができないと認められる場合、受注者に工事を施工する意思があっても施工することができず、工事が一時中止状態となります。



このような場合に発注者が工事を一時中止させなければ、必要とされる工期又は請負代金額の変更は行われなため、受注者がその負担を負うこととなります。



このため、発注者は、工事の一時中止を受注者に命じ、工期又は請負代金額、増加費用及び損害を適正に確保する必要があります。

※工事を全面的に一時中止している期間は、主任技術者及び監理技術者の専任を要しない

2. 工事を一時中止すべき場合

契約約款第20条第1項では、「工事を施工することができないと認められるとき」として、次の二つの事象を示しています。

- ① 工事用地等の確保ができない等のため受注者が工事を施工できないと認められるとき。
- ② 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって受注者の責めに帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため受注者が工事を施工できないと認められるとき。

上記の二つの事象以外にも、発注者が必要と認めるときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができます。

一時中止を指示する場合は、「施工できないと認められる状態」にまで達していることが必要です。

※「施工できないと認められる状態」は客観的に認められる場合を意味し、発注者又は受注者の主観によって決まるものではありません。

(1) 具体的なケース

以下に、上記①及び②の各事象の考え方を示します。

- ① 工事用地等の確保ができない等のため工事を施工できない場合とは
 - 発注者の義務である工事用地等の確保が行われない場合
 - 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため（契約約款第18条）施工を続けることが不可能な場合等
 - 設計変更等により建築確認手続きが必要になり、工事の施工を止める必要がある場合
 - 同一現場内に建築、電気設備及び機械設備等複数の工種の工事があり、一部の工事の契約が成立せず、他の契約済みの工事の施工ができない場合
 - 同一現場内に建築、電気設備及び機械設備等複数の工種の工事があり、一部の工事で大幅な施工の遅延が生じ、他の契約済みの工事の施工ができない場合
 - 同一現場内に建築、電気設備及び機械設備等複数の工種の工事があり、一部の受注者に倒産等の施工出来ない状況が発生し、他の契約済みの工事の施工が出来ない場合
 - ア) 会社の体制が整い、工事が再開されるまで
 - イ) 前工事の検査等精算が済み、引き継ぐ次回工事の作業が始まるまでなど

- ② 自然的又は人為的な事象のため工事を施工できない場合とは
- 地中障害物・埋設物等の調査及び処理を行う場合
 - 埋蔵文化財の調査又は発掘を行う場合
 - 地形等の物理的な変動があった場合
 - 妨害活動を行う者による工事現場の占拠及び著しい威嚇行為があった場合など

3. 発注者の一時中止権

発注者は、契約約款第20条第1項に規定する工事中止の指示義務以外にも、第2項の規定により、「必要があると認めるとき」は、任意に工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができます。

「必要があると認める」か否か、中止すべき工事の範囲、中止期間については発注者の判断に属し、受注者の意思が入る余地はない。

- 18条の規定により発注者が自己の都合で設計図書を変更しようとしている場合において、工事を続行させると設計図書の変更時の工事の手戻りが大きくなると判断するときに工事を中止する場合
- 受注者が契約図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合
- 事故が発生し、関係機関の調査が必要となる場合など

4. 一時中止の指示・通知

発注者は、工事を一時中止するにあたっては、契約約款第20条第1項及び第2項の規定により、工事の中止内容（中止対象となる工事の内容、工事区域、中止期間の見通し等を含む。）を受注者に通知しなければなりません。

また、工事現場を適正に維持管理するために最小限必要な維持・管理体制等の基本事項を受注者に指示しなければなりません。

なお、発注者が工事中止の指示をすることができるのは、実施しゅん工日と契約工期の末日のいずれか早い日までに限られます。

工事の中止期間の基本的な考え方

工事の中止期間が確定している場合は、受注者は、中止期間が満了したときは、工事を再開することとなるが、通常、中止の通知時点では中止期間が確定的でないことが多い。このような場合、次の点に留意して指示・通知を行う。

- 発注者は、工事中止の原因となっている事案の解決にどのくらい時間を要するか計画を立て、工事を再開できる時期を通知する必要がある
- 発注者は、一時中止している工事について、施工可能と認められたときに工事の再開を指示しなければならない

「工事の中止期間」は、一時中止を指示したときから一時中止の事象が終了し、受注者が工事現場に入り作業を開始できると認められる状態になったときまでとする。

5. 基本計画書の作成

工事期間中における工事現場の管理は受注者が行うことになっており、発注者は工事を中止する場合において、受注者に中止期間中の工事現場の管理に関する計画の作成を指示します。

受注者は工事期間中の工事現場の管理を善良な管理者の注意をもって行います。

受注者は基本計画書において管理責任に係る旨を明らかにします。

基本計画書の作成にあたっては、再開に備えての方策や一時中止に伴い発生する増加費用等について受発注者間で確認し、双方の認識に相違が生じないようにしなければなりません。

実際に工事着手する前の事前調査や施工計画作成中であっても、現場の管理は必要であることから、基本計画書の提出を受け承諾を行うこととします。

工事一時中止期間中の工事現場の管理に係る内容を「特記仕様書」又は「現場説明書」に明記する。

一般共通事項 [項目] ・ 工事の一時中止

工事の一時中止に係る計画の作成

- 1) 契約約款第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。

なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにすること。

- 2) 工事を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。

【基本計画書の記載内容】

- 基本計画書作成の目的
- 中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること
- 一時中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること
- 工事現場の維持・管理に関する基本的事項
- 工事再開に向けた方策
- 工事一時中止に伴う増加費用等※及び算定根拠(P. 22～P. 23 参照)
- 基本計画書に変更が生じた場合の手続き

工事中止の指示時点で想定している中止期間における概算金額を記載してください。

※概算金額は請求する場合のみ記載するものとします。

※概算金額は参考値であり、契約時点の費用を拘束するものではありません。

【工事現場の管理責任】

- 一時中止した工事現場の管理責任は、受注者に属するものとする
- 受注者は、基本計画書において管理責任に係る旨を明らかにすること

なお、一時中止期間の変更や工事内容の変更など、基本計画書の内容に変更が生じる場合、受注者は、変更計画書を作成し、改めて受発注者間で協議する必要があります。

6. 工期短縮計画書の作成

発注者は、一時中止期間の解除にあたり、供用開始日が決まっている等の理由により工期を延長せず当初工期のままとする場合など、工期短縮を行う必要があると判断した場合^{※1}は、受注者と工期短縮について協議し、合意を図る必要があります。

受注者は、発注者からの協議に基づき、工期短縮を行う場合は、その方策に関する工期短縮計画書を作成し、発注者と協議を行わなければなりません。

また、協議にあたっては、短縮に伴う増加費用等について受発注者間で確認し、双方の認識の相違が生じないようにしておかなければなりません。

【工期短縮計画書の記載内容】

- 工期短縮に必要となる施工計画、安全衛生計画書等に関すること
- 工期短縮に伴う施工体制と短縮期間に関すること
- 工期短縮に伴い、新たに発生する費用について、必要性や数量等の根拠を明確にした増加費用等^{※2}を記載

※1 工事一時中止に伴う工期確保については、中止期間に相当する工期の変更（延長）を基本とし、供用開始日が決まっている等のやむを得ない場合に、工期短縮を行うものとします。なお、工期短縮を行う場合は、受注者は発注者からの承諾を受けた工期短縮計画に則り施工を実施し、受発注者間で協議した工程の遵守に努めるものとします。

工期短縮に伴う増加費用については、協議のうえ、工期短縮計画書に基づき設計変更を行います。

※2 想定される概算金額を記載してください。

※概算金額は請求する場合のみ記載するものとします。

※概算金額は参考値であり、契約時点の費用を拘束するものではありません。

IV. 設計変更

1. 請負代金額又は工期の変更，増加費用の負担

契約約款第20条第3項の規定に基づき，発注者が工事の中止を指示した場合において，客観的に「必要と認められる」ときは，原則，発注者は請負代金額又は工期を変更しなければなりません。

また，同条項の規定により，工事中止に伴い受注者が増加費用を必要とし又は損害を及ぼした場合，発注者はこれを負担しなければなりません。

【請負代金額の変更】

- 請負代金額の変更は，設計図書の変更（工事目的物の変更，施工方法等の変更指定等）や設計図書が前提としている事項の著しい変化によるものが対象
- 中止がごく短期間である場合や，中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外な場合を除き，請負代金額の変更を行う

【工期の変更】

- 中止がごく短期間である場合や，中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外な場合を除き，工期の変更を行う
- 工期の変更（延長）期間は，原則として，工事を中止した期間とする
- 地震，災害等の場合は，中止期間よりもその後の取片付け期間や復興期間に長期を要する場合もあることから，取片付け期間や復興に要する期間を含めて工期延期することも可能である

【増加費用又は損害の負担】

- 発注者は，工事の施工を中止させた場合に請負代金額の変更では補填し得ない受注者の増加費用，損害を負担しなければならない
- 「増加費用」には，工事現場の維持に要する費用（借地料，保安経費等），労務者や機械器具等を保持するための費用（中止期間も最低限必要となる労務者の賃金，現場に備え置く必要のある機械器具の損料，リース料等）などが考えられる
- 「損害」には，現場の施工体制から維持体制に縮小するための費用（機械器具，労務者又は技術者の配置転換に要する費用，保管のきかない工事材料の売却損等），再開準備費用（機械器具の再投入，労務者又は技術者の転入に要する費用等）などが考えられる
- 負担すべき費用については，契約約款第24条第3項に基づき，発注者と受注者が協議して定める

※便宜上，増加費用と損害は区別せず，「増加費用等」として扱うものとする。

2. 増加費用等の考え方

(1) 本工事施工中に一時中止した場合

(ア) 増加費用等の取り扱い

増加費用等は，発注者が工事の一時中止（部分中止により工期延期となった場合を含む）を指示し，それに伴う中止期間中の増加費用等について受注者から請求があった場合に適用します。

増加費用として積算する範囲は，工事現場の維持に要する費用，工事体制の縮小に要する費用，工事の再開準備に要する費用とします。

【工事現場の維持に要する費用】

- 中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具，労務者又は技術者を保持するために必要とされる費用等
- 中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

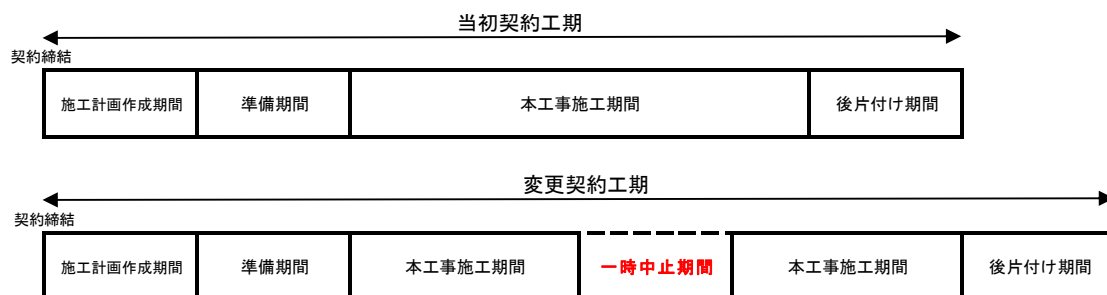
【工事体制の縮小に要する費用】

- 中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため，不要となった機械器具，労務者，技術者の配置転換に要する費用等

【工事の再開準備に要する費用】

- 工事の再開予告後，工事を再開できる体制にするため，工事現場に再投入される機械器具，労務者，技術者の転入に要する費用

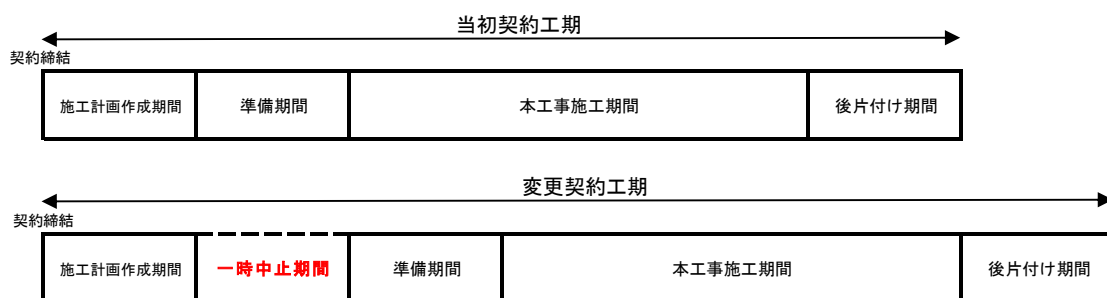
※本工事とは，工事目的物又は仮設に係る工事を指します。



(2) 契約後準備着手前に一時中止した場合

発注者は、契約後準備に着手する前に、準備又は本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知します。

※「契約後準備着手前」とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未手配の状態で測量等の準備に着手するまでの期間を指します。



この場合の基本計画書及び増加費用等の取り扱いは下記によることとします。

◇基本計画書の作成

- 契約約款第16条第2項に「受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない」とされている
- このことから、受注者は必要に応じて、「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書を発注者に提出し、承諾を得ること

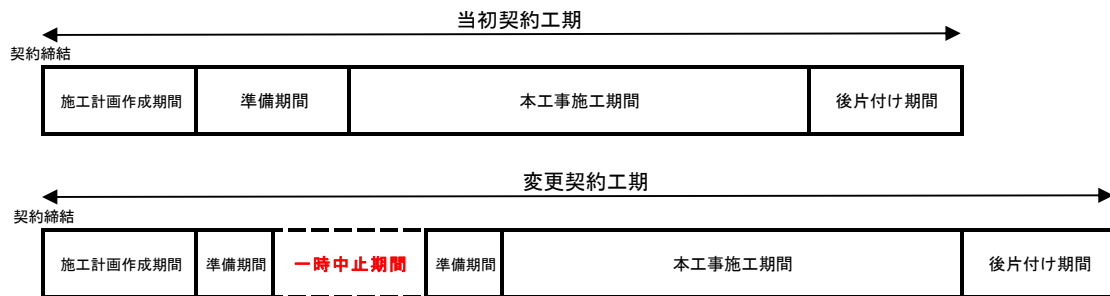
◇増加費用等の取り扱い

- 一時中止に伴う増加費用等は計上しない

(3) 準備期間に一時中止した場合

発注者は、準備期間に、本工事に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知します。

※「準備期間」とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板を設置し、測量等の本工事施工前の期間を指します。



この場合の基本計画書及び増加費用等の取り扱いは下記によることとします。

◇基本計画書の作成

- 受注者は、「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書に必要に応じて概算金額を記載※した上で、その内容について発注者と協議し、承諾を得なければなりません

※概算金額は請求する場合のみ記載するものとします。

※概算金額は参考値であり、契約時点の費用を拘束するものではありません。

◇増加費用等の取り扱い

- 増加費用等の適用は、受注者から請求があった場合に適用する
- 増加費用等は、現場事務所の維持費、土地の借地料及び現場管理費（監理技術者若しくは主任技術者、現場代理人等の現場従業員手当）等が想定される
- 増加費用の算定は、受注者が「基本計画書」に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の「明細書」に基づき、費用の必要性・数量など発注者と受注者とが協議して決定する（積算は受注者から見積りを求め行う）

(4) 工期短縮を行った場合（当初設計から施工条件の変更がない場合）

■ 増加費用等の考え方

① 工期短縮の要因が受注者の責によらないもの・・・【増加費用を見込むことができる場合】

- 工事を中止したにもかかわらず工種を追加したが、工期延期をせず当初工期のままとした場合
- 想定以上の悪天候により、当初予定の作業日数の確保が見込めず工期延期が必要であるが、何らかの事情により、工期延期ができない場合

② 工期短縮の要因が発注者に起因するもの・・・【増加費用は見込まない】

- 受注者の都合により、当初工期を短縮せざるを得ない場合

■ 増加費用を見込む場合の主な項目の事例

- 当初昼間施工であったが、工種追加により夜間施工を追加した場合は、夜間施工の手間に要する費用
- パーティー数（現場作業班）を増加せざるを得ず、建設機械等の台数を増加させた場合に要する費用
- その他必要と思われる費用

※ 増加費用の内訳については、発注者と受注者で協議を行うものとする。

※ 増加費用は、間接工事費の「中止期間中の現場維持等の費用」に「工期短縮により増加する費用」として合算して、計上する。（P. 16 参照）

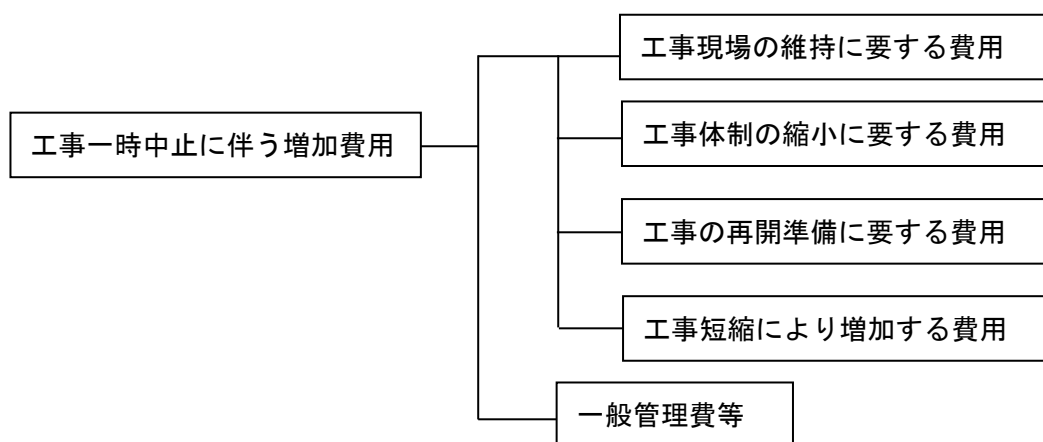
3. 増加費用等の算定

増加費用等の算定は、受注者が基本計画書に従って実施した結果、中止期間中に必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づいて、費用の必要性・数量などを発注者と受注者が協議して行います。

増加費用の各構成費目は、原則として、中止期間中に要した費目の内容について積算します。

※再開以降の工事に係る費用は対象外（請負代金額の変更＝設計変更で対応）。

※一時中止に伴い発注者が新たに受け取り対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は対象外（請負代金額の変更＝設計変更で対応）。



※一時中止に伴う本支店における増加費用を含む

（１）増加費用等の積算

増加費用等は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象に受注者から増加費用に係る見積りを求め、発注者と受注者とが協議を行い算定します。

※見積りを求める場合、中止期間全体にかかる見積り（例えば中止期間４ヶ月の場合、４ヶ月分の見積り）を徴収します。

注）増加費用の算定（請負代金額の変更）は、施工着手後を原則とし、施工着手前の増加費用に関する発注者と受注者間のトラブルを回避するため、契約図書に適切な条件明示（関係機関との協議状況など、工事着手に関する条件）を行うとともに、施工計画打合せ時に、現場事務所の設置時期などを確認し、十分な調整を行うことが必要です。

4. 増加費用等の設計書及び事務処理上の取り扱い

◇増加費用等の設計書における取り扱い

○増加費用等は、中止した工事の設計書の中に「中止期間中の現場維持等の費用」として原契約の請負工事費とは別計上します。

ただし、設計書上では、原契約に係る請負工事費と増加費用等の合算額を請負工事費とみなします。

◇増加費用等の事務処理上の取り扱い

○増加費用等は、原契約と同一の予算費目をもって、設計変更の例にならない、更改契約するものとします。

○増加費用等は、受注者からの請求があった場合に負担します。

○増加費用等の積算は、工事再開後速やかに発注者及び受注者が協議して行います。

V. 参考資料

■増加費用等の費目と内容

増加費用等の各項目における積算の内容は次のとおりとする。

(1) 現場における増加費用等（積上げ又は率により計上）

イ 材料費

① 材料の保管費用

工事を中止したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済みの材料を、発注者が倉庫等（受注者が工事現場に設置したものを除く）へ保管する必要があると認めた場合の倉庫保管料及び入出庫手数料

② 他の工事現場へ転用する材料の運搬費

工事を中止したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済みの材料を、発注者が他の工事現場等に転用する必要があると認めた場合の当該材料の運搬費

③ 直接工事費に計上された材料の損料等

元設計において期間要素を考慮して計上されている材料等の中止期間に係る損料額及び補修費用

ロ 労務費

① 工事現場の維持等に必要な労務費

中止後の労務費は、原則として計上しない。

ただし、トンネル、潜函等の特殊な工事において必要な作業員を確保しておくべき特別の事情があるため、発注者と受注者との協議により工事現場に労務者を常駐させた場合にはその費用

② 他職種に転用した場合の労務費差額

工事現場の保安等のために、発注者と受注者の協議により工事現場に常駐させた、トンネル、潜函などの特殊技能労務者が職種外の普通作業等に従事した場合における本来の職種と、従事した職種の発注者の設計上の単価差額の費用

ハ 水道光熱電力等料金

工事現場に設置済みの施設を工事現場の維持等のため、発注者が指示し、或いは発注者と受注者との協議により中止期間中稼動（維持）させるために要する水道光熱電力等に要する費用

二 機械経費

① 工事現場に存置する機械の費用

現場搬入済みの機械のうち、元設計に個別計上されている機械と同等と認められるものに関する次の費用

a 工事現場の維持のため存置することが必要であること、又は搬出費及び再搬入費（組立て、解体を含む。）が存置する費用を上回ること等により、発注者が工事現場に存置することを認めた機械等の現場存置費用（組立て・解体費、管理費を含む。）

b 発注者が工事現場の維持等のため必要があると認めて指示した機械の運転費用

ホ 運搬費

① 工事現場外へ搬出又は工事現場への再投入に要する費用

中止時点で現場搬入済みの機械器具類及び仮設材等のうち、発注者が元設計に計上されたものと同等と認めたものを一定の範囲の工事現場外に搬出し又は一定の範囲から工事現場に再搬入する費用

② 大型機械類等の現場内運搬

元設計に計上した機械類、資材等のうち、工事が中止されたために、新たに工事現場内を移動させることを発注者が指示し或いは発注者と受注者との協議により発注者が必要と認めた大型の機械、材料、仮設物等の運搬費用

ヘ 準備費

別費目で積算している現場常駐の従業員又は労務者をもって充てる通常の準備作業を超える工事現場の後片付け、再開準備のために諸準備・測量等で、発注者が指示或いは発注者と受注者との協議により発注者が必要と認めたものに係る準備費用

ト 仮設費

① 仮設諸機材の損料

現場搬入済みの仮設材料、設備等のうち、元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる仮設諸機材の中止期間に係る損料及び維持補修の増加費用

② 新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用

元設計には計上されていないが、中止に伴う工事現場の維持等の必要上、発注者が新たに指示し或いは発注者と受注者との協議により発注者が必要と認めた仮設等に要する費用（補助労力・保安要員費を含む。）

チ 事業損失防止施設費

仮設費に準じて積算した費用

リ 安全費

① 既存の安全設備に係る費用

中止以前に工事現場に設置済みの安全設備のうち、原則として元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる、安全設備等の中止期間に係る損料及び維持補修の費用

② 新たな工事現場の維持等に要する安全費

元設計には計上されていないが、中止に伴い、工事現場の安全を確保するため、発注者が新たに指示し或いは発注者と受注者との協議により発注者が必要と認めた安全管理に要する費用（保安要員費を含む。）

ヌ 役務費

① プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるプラント敷地及び材料置場等の敷地の中止期間に係る借り上げ、解約などに要した増加費用

② 電力水道等の基本料

元設計において期間要素を考慮して計上されていたものと同等と認められる電力・用水設備等に係る中止期間中の基本料

ル 技術管理費

原則として、増加費用は計上しないものとする。

ただし、現場搬入済みの調査・試験用の機器、技術者等で元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるものがある場合には、仮設費に準じて積算した費用

ヲ 営繕費

中止以前に工事現場に設置済みの営繕施設のうち、元設計において期間要素を考慮して計上されたものと同等と認められる営繕施設の中止期間に係る維持費、補修費及び損料額又は営繕費、労務者輸送費を一体化して直接工事費等に対する割掛率で計上している工事における中止期間中の維持費、補修費、損料額及び労務者輸送に要する費用

ワ 労務者輸送費

元設計が、営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において、発注者と受注者との協議により工事現場に常駐する労務者及び近傍の工事現場等に転用させると認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用

カ 社員等従業員給与手当

中止期間中の工事現場の維持等のために、発注者と受注者との協議により定めた次の費用

- ① 元請・下請会社の現場常駐の従業員（機械、電気設備の保安に係るものを含む。）に支給する給料手当の費用
- ② 中止時点で現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当の費用
- ③ 工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、工事現場に常駐する従業員に支給する給料手当の費用

ヨ 労務管理費

- ① 他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用

中止によって遊休となった労務者のうち、当該工事現場に専従的に雇用された労務者（通勤者も含む。）を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用。なお、専従的に雇用されていた者とは、元請会社直属又は専属下請会社が直接賃金を支払っており、かつ当該工事現場に相当長期間の契約で常駐的に雇用されていることが賃金台帳等で確認できるような者（以下「専従的労務者」という。）（通勤者も含む。）とする。

- ② 解雇・休業手当を払う場合の費用

発注者と受注者との協議により、適当な転入工事現場を確保することができないと認めた専従的労務者を解雇・休業するために必要な費用

タ 地代

現場管理費のうち、営繕費に係る敷地の借りに要する費用として現場管理費率の中に計上されている地代中止期間中の費用

レ 福利厚生費等

現場管理費のうち、現場従業員に係る退職金、法定福利費、福利厚生費、通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の中止期間中の費用

(2) 本支店における増加費用

中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

(3) 消費税相当額

現場及び本支店における増加費用に係る消費税に相当する費用

■工事請負代金の構成

増加費用等の構成

◇中止期間中の現場維持等に要する費用を工事原価に含め一般管理費等の対象とする。

◇落札率は、通常の変更と同様に考慮する。

◇増加費用等についての変更契約は、工事再開後に行う。

■増加費用等の見積書の例

◎増加費用の見積もり書例

工事一時中止に伴う増加費用等の見積もり

工 事 名	〇〇〇〇〇電線共同溝工事		
工事場所	自) 〇〇県〇〇市〇〇	至) 〇〇県〇〇市〇〇	
当初工期	自) 平成〇〇年〇〇月〇〇日	一時中止期間	自) 平成〇〇年〇〇月〇〇日
	至) 平成〇〇年〇〇月〇〇日		至) 平成〇〇年〇〇月〇〇日
	(750日間)		(129日間)
当初契約金額	¥〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇	税抜契約金額	¥〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇
増加金額	¥ 3,629,624	税抜増加金額	¥ 3,456,785

〇〇〇〇株式会社 〇〇支店

※見積もりに対する妥当性の確認が出来る
証明書類の提出が必要

例えば)

(1)現場代理人等の給料について

- ➡ ①当該現場での作業内容
- ➡ ②給与等の内訳書
- ➡ ③給与明細等の資料

(2)福利厚生費、通信交通費、営繕費について

- ➡ ①経費別支払調書
- ➡ ②事務用品の証明書類の提出
- ➡ ③経費支払い集計調書

妥当性の確認ができた項目を積み上げる
(例では、全て確認が出来れば、
3,456,785円が増加費用となる)

工事一時中止に伴う増加費用等の見積もり

工事名	〇〇〇〇〇電線共同溝工事	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
一時中止に伴う増し分費用		式	1			3,456,785	
(1)現場管理費		式	1			3,456,785	
・従業員給料手当		式	1			3,094,485	
現場代理人		月	4.3	506,809		2,179,279	
監理技術者		月	1.3	704,005		915,207	
・福利厚生費		式	1			35,498	
・事務用品費		式	1			50,935	
・通信交通費		式	1			112,835	
・現場事務所費		式	1			163,032	
合計						3,456,785	

